

2011年10月28日

「渡利の子どもたちを守れ！」 政府交渉
要望事項及び関連質問事項

1. 渡利周辺の特定避難勧奨地点について、世帯ごとではなく、地区全体として指定すること

(1) 渡利と小倉寺で20ミリの指定基準を超えた2世帯について、今回指定を見送ったのはどういった判断基準によるのか、それはいつどのように決めたのか、どこに明文化されているのか。

(2) 高線量が点ではなく面的に広がっていることや、汚染が進行する地形的特性からも、地点ではなく地区全体の指定が求められるが、これを制度の運用により直ちに行うべきではないか。

2. 特定避難勧奨地点の指定に際して行う詳細調査について、山際の一部地域だけでなく、地区全域において再度実施すること、1cmの高さでの線量や屋内、側溝や用水路を含め、測定ポイントを増やすこと、土壌汚染(住民が専門家に依頼した調査では最大307,565Bq/kg = 6,151kBq/m² (換算係数20) = チェルノブイリでは特別規制ゾーンに相当)についても調査すること

(1) 渡利周辺の特定避難勧奨地点の詳細調査に関して、渡利の一部の世帯しか調査が行われなかった。自動車サーベイの結果に基づいて選定されたとのことだが、自動車サーベイの結果と世帯の線量は必ずしも対応しておらず、調査対象外の世帯でも高い線量が観測されていることから、住民は10月8日の説明会の場で渡利全域での再調査を要請した。国としてこれに応じるつもりはないのか。

(2) 渡利・大波・小倉寺・南向台など、当初から線量が高い地域において、特定避難勧奨地点のための詳細調査が8月まで行われなかったのはなぜか。

3. 子ども・妊婦のいる世帯について、伊達市や南相馬市の例にあるように、一般の基準よりも厳しい特別の基準を設けること

(1) 南相馬市において採用されている、子ども・妊婦のいる世帯においては、50cm高で2マイクロシーベルト/時という基準を、福島市において適用しなかったのはどういった判断基準によるのか、それはいつどのように決めたのか、どこに明文化されているのか。

(2) 渡利地区で50cm高で5.4マイクロシーベルト/時を記録した世帯の指定について、どのような検討がなされたのか。指定しなかったのはなぜか。

(3) 50cm 高で2 マイクロシーベルト / 時を超える世帯は詳細調査が行われた世帯では渡利・小倉寺・南向台で何世帯あったか。そもそも渡利周辺の特定避難勧奨地点の詳細調査に関して、50cm 高の線量を測定を行ったのはなぜか。

4 . 積算線量の推定及び避難勧奨指定に際しては、原子力安全委員会の通知に従い、全ての経路の内部被ばくと土壤汚染の程度を考慮に入れること

(1) 積算線量の推定及び避難勧奨指定に際しては、原子力安全委員会の通知に従い、全ての経路の内部被ばくと、渡利地区ではチェルノブイリの特別規制ゾーンに相当する汚染が見つまっている土壤汚染の程度を考慮に入れるべきであると考えられるが、考慮に入れられていない。なぜか。

(2) 事故直後の放射能雲による影響は考慮されているのか。また、ダストの吸引について、原子力安全委員会は実測に基づく評価を再三要求しているが、これを行っているのか。

(3) 上記2点について、原子力安全委員会は何か対応をしたのか。

5 . 避難区域外からの「自主」避難者への補償、残った者への補償が確実に行われるようにすること、国及び市による立替払いを実施すること

6 . 指定に際しての説明会は、決定を通知する場ではなく、住民の意見を聴取する場とし、その結果を指定の検討に反映させること

(1) 渡利・大波・小倉寺・南向台など、当初から線量が高い地域においては、6月の時点から住民説明会を行うべきという要請があったにもかかわらず、9月、10月に至るまで説明会が行われなかったのはなぜか。

(2) 渡利の説明会は、一部地域を対象にしたものであり、通知のなかった世帯が多くあり、抗議の声もあがっている。説明会の最後に要求があったように、大臣・政務官や市長など、責任者が出席した上で、渡利全域を対象にした避難勧奨についての説明会をもつべきではないか。